

第2章 3. 対象者別の各種施策等 第四次栗東市就労支援計画P23～P24参照

資料5

| 照会課 | 第四次栗東市就労支援計画における記載内容 | ページ | 第四次栗東市就労支援計画における記載内容からの修正 | 〈実績や取組における現状〉 | 〈今後の取組課題〉 |
|--------------------|---|-----|---|---|---|
| | ◇就労相談 本市では、関係各課にて就労相談を行っています。 | | | | |
| 商工観光労政課 | 【商工観光労政課】就労意欲がありながらもさまざまな要因により働くことが困難な方への就労支援。 | 23 | | 3名の就労支援相談員を配置し、個別の状況に応じた就労支援を行った。令和6年度における就労相談件数は1,416件で、就労につながった実人数は36人。 | 複雑な就労阻害要因を抱えている人もおられることから、関係機関と連携を図りながら就労阻害要因の解消に向けて支援していく。 |
| 子育て支援課 | 【子育て応援課】ひとり親家庭の母親・父親に対する就労相談や就労情報の提供など。 | 23 | | 母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭への相談支援を行った。令和6年度における就労相談は162件であった。相談内容により滋賀県母子家庭等就業・自立支援センターと連携して支援に取り組んだ。また、児童扶養手当の現況届期間に合わせて、ハローワークと協力して市役所で出張ハローワークを実施した。 | ひとり親向けの就業相談やセミナー、講習会などを実施している母子家庭等就業・自立支援センターと連携し、ひとり親の安定就労を支援していく。時間や手段の関係で来庁が困難な対象者への相談体制の整備をしていく。 |
| 障がい福祉課 | 【障がい福祉課】就労相談のほか、養護学校卒業時の進路相談や障がい福祉サービス（福祉的就労）の利用に関する相談など。 | 23 | | 令和6年度は中学校区毎に相談員を配置し、対象者の特性に応じた就労支援を行った。令和6年度における就労相談件数は延べ2039件あった。 | しんどさを複数抱えている人に関係機関と連携を図りながら、就労に向けて個別支援していく。 |
| 社会福祉課 | 【社会福祉課】就労相談員による生活困窮者等への就労支援や、就労支援員による生活保護受給者への就労支援など。 | 23 | 商工観光労政課やハローワークとの連携による生活困窮者等への就労支援や、就労支援員による生活保護受給者への就労支援など。 | <p>【生活困窮】 相談の中で就労支援の必要があると判断されるケースについては、商工観光労政課やハローワークとの連携により、就労支援を行った。令和6年度における生活保護受給者等就労自立促進事業への支援要請9人。</p> <p>【生活保護】 稼働能力のある者、就労意欲のある高齢者に就労支援を行った。令和6年度における就労相談件数は391件（延べ）で、就労に繋がった実人数は9人。</p> | <p>【生活困窮】 相談の中で、就労支援が困窮状態から脱するのに有効なケースかどうかをいかに見極めるかが課題です。</p> <p>【生活保護】 就労阻害要因が複合的なため、多様な働き方の提案に向けて、課題を丁寧に洗い出す必要があります。</p> |
| ひだまりの家 | 【ひだまりの家・コミュニティセンター治田西】職業安定推進員等による対象地域住民への就労支援。 | 23 | 修正なし | 公共職業安定所からの求人情報や各種職業訓練等を、訪宅及びひだまりの家来館時に相談者へ提供し、個々の状況を確認しています。また、求人情報提供として、求人情報等の設置を館内に行っています。 関係各課と就労担当者連絡会（5回／年）・就労担当支援協議（2回／年）・ケース会議（随時）を実施し、情報の共有を図っていくなかで相談者への対応を行うとともに、就労された方、引きこもりの方等の見守りや定期的な状況確認を行いました。 | 正規雇用に繋げていくために、訪宅やひだまりの家来館時に多様な職種の求人情報や各種の職業訓練の情報提供を継続して行っています。継続して就労に就けない若年者や、引きこもり状況の方については、各担当職員と連携し、訪宅で本人や家族から情報収集を行い、関係機関との連絡を密に就労支援を続けていきます。 |
| 人権擁護課 (コミセン治田西) | | | | (コミュニティセンター治田西)対象となる方がいないため就労相談件数 R5、R6、R7（0件） | 対象者ごとの就労支援や相談体制を整理し支援していく。 |
| 少年センター | 【栗東市少年センター】無職少年対策指導員による若年者を対象とした就労相談など。 | 23 | | 少年センターでの相談対象者は少ないものの高等学校の中途退学者が一定数あり、就労・就学に関する支援を行っている。 | 高等学校の中途退学者が広域通信制高校への転学を行った場合、その後の情報把握が困難。 |
| 発達支援課 | 【発達支援課】発達特性により就労に困難さを抱える方への発達検査、助言・相談など。 | 23 | | 令和6年度は28人の相談者に、発達相談、発達検査を通して明確になった発達特性や強みを活かす助言を行った。 | 就労に関する困り感の背景に、発達特性やその疑いがある場合、困り感の軽減に向けて、特性を確認し、特性を活かす支援を多機関協働で進めいく必要がある。 |

| 照会課 | 第四次栗東市就労支援計画における記載内容 | ページ | 第四次栗東市就労支援計画における記載内容からの修正 | 〈実績や取組における現状〉 | 〈今後の取組課題〉 |
|---------|--|-----|---|---|---|
| 社会福祉課 | ◇生活困窮者の就労支援 本市では生活困窮者自立支援法（平成27年4月1日施行）に基づき、経済的な問題など生活上の困難に直面している方、生きづらさを抱える方に対し、「自立相談支援事業」による就労支援や、「住宅確保給付金」、「就労準備支援事業」などを行っています。また、令和6年度より重層的支援体制推進事業を開始し、複合的な就労阻害要因のある方に対して、多機関協働による多方面からのアプローチで、課題解決に向けて取り組んでいます。 | 24 | 本市では生活困窮者自立支援法に基づき、経済的な問題など生活上の困難に直面している方、生きづらさを抱える方に対し、「自立相談支援事業」による就労支援や、「住宅確保給付金」の支給と併せた就労支援、「就労準備支援事業」などを行っています。また、令和6年度より重層的支援体制推進事業を開始し、複合的な就労阻害要因のある方に対して、多機関協働による多方面からのアプローチで、課題解決に向けて取り組んでいます。 | 「自立相談支援事業」では、商工観光労政課やハローワークと連携した就労支援を行いました。また、「住居確保給付金」は継続的な求職活動を条件に、令和6年度においては4件の支給を行いました。「就労準備支援事業」では、就労に向けた職業体験として、栗東市社会福祉協議会に委託し、同会の事業所において職業体験を実施しました。 「重層的支援体制推進事業」においては、就労を阻害する複合的な課題がある方に対し、多方面からアプローチすることで、少しでも就労に向けた阻害要因が取り除けるよう、取り組みを行いました。 | 就労できないことが生活困窮の一因となっていることもあります。就労を阻害する要因をいかに適切に見極め、解消可能な阻害要因かを適切に判断することが求められます。 また、重層的支援体制推進事業で取り組む場合は、関係機関でいかに連携を図り、協力して取り組んでいくかが課題です。 |
| 障がい福祉課 | ◇障がい者の就労支援 本市では、滋賀県が福祉圏域ごとに設置している「障害者働き・暮らし応援センター」と連携し、働く意欲のある障がいのある方が、その適正に応じて能力を十分に発揮できるよう就労支援を行っています。 | 24 | | 湖南地域障害者働き・暮らし応援センターにおける令和6年度末時点の登録者数は1,658人であり、障害のある方の適性に応じて支援を行った。 | 障害のある方の特性に応じて引き続き就労支援を行います。 |
| 子育て支援課 | ◇母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援関係事業 本市では、就職を希望する母子家庭の母及び父子家庭の父を対象に、受講した教育訓練講座の費用の一部を支給する「自立支援教育訓練給付金」、看護師や介護福祉士等の資格取得のため1年以上養成機関で修業する場合の生活の負担軽減に支給する「高等職業訓練促進給付金」を行っています。 | 24 | | 令和6年度における、自立支援教育訓練給付金と高等職業訓練促進給付金の給付実績は0件であった。両制度への事前相談が1件あった。 | 安定した職種に就業するために、資格を取得することを目指すよりも、収入を得るために今すぐに働きたいという希望が多い。安定就労に向けて、幅広く制度周知をしていく。 |
| 幼児課 | ◇仕事と子育ての両立支援 本市では、保育所への入所（通常保育）をはじめ、延長保育、一時預かり保育、休日保育、病後児保育などを実施し、仕事と子育ての両立支援を行っています。 | 24 | 本市では、仕事と子育ての両立支援を行うため、保護者の就労形態に対応した保育サービスを提供しています。 | 令和7年4月時点で、1,910人の乳幼児を市の認可保育施設で受け入れました。 | 親に就労意向はあるが、子が保育所等に入れていないケース（待機児童）もあるため、新規園の開園を令和8年4月に予定しています。 |
| 子育て支援課 | | 24 | 令和7年度から病後児保育から病児・病後児保育へ拡充した。 | 令和6年9月より電子申請での受付を開始し利便性の向上に努めているが、新規利用者の割合が少ない。 | 必要な世帯の活用に繋がるよう、ホームページや広報等を通して、利用方法等の周知に取り組む。 |
| 商工観光労政課 | ◇就職氷河期世代への支援 本市では、就職氷河期世代を対象とした相談窓口の設置と相談員を配置し、関係各課やジョブパーク等の関係機関と連携して就労支援を行っています。 | 24 | 令和6年度で国の交付金が終了したことにより、削除。 | 令和6年度における就職氷河期世代の相談者実人数は40人で、就労につながった実人数は11人。 | 即戦力となる人材を求めておられる企業も多く、就職困難者等の能力との乖離がある。 |
| 商工観光労政課 | ◇補助制度 就職に向けた能力開発を行い、安定した就労につながるよう「資格取得支援補助金」の補助制度を行っています。 | 24 | | 令和6年度の交付実績は10件。 令和6年度にこれまでの受給者へアンケートを実施することで、令和7年度から制度を一部改正した。 | 安定就労に向けて、幅広く制度周知をしていく。 |

新たに追加すべき就労支援の施策・事業

| 担当課 | 施策の分類 | 具体的な支援内容 |
|--------|--------------|------------------------------|
| 子育て支援課 | ◇仕事と子育ての両立支援 | 令和7年度よりファミリー・サポート・センター事業を開始。 |